

関係者各位

山口県管工事協同組合連合会
建機教習センター
TEL：0836-62-1192
FAX：0836-62-0753

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育について（お知らせ）

平素当組合の運営については、格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。
さて、高所作業の墜落を制止する器具である安全帯（以下「墜落制止用器具」という。）の安全性の向上と適切な使用等を図るため、労働安全衛生規則の一部が改正されました。

改正に伴い、平成31年2月1日以降、高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業（ロープ高所作業にかかる業務を除く）については特別教育の対象になりました。

つきましては、「フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育」の開催を決定し、申込の受付を開始いたします。下記のとおり開催いたしますので、ご希望の向きは奮ってお申込みいただきますよう、ご案内申し上げます。

記

- 講習名 「フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育」
- 開催日時 （第1回）平成31年1月27日（日） （第2回）平成31年2月24日（日）
（第3回）平成31年3月13日（水）
（開講受付時間） **6Hコース** 8：50まで **4Hコース** 11：40まで
（終了予定時刻） ～16：15 ※受付時間厳守
- 講習会場 山口県管工事協同組合連合会 建機教習センター 研修室
- お申込方法 所定の申込書にてお申込み下さい。申込書が届き次第の先着順です。
定員になり次第、締切りとさせていただきます。（FAX 仮受付可）

5. 料金・資格等

コース	受講料（テキスト・税込）	受講資格	受講時間
6H	10,000円/1名	下記免除のない方（満18歳以上の方）	6時間
4H	8,000円/1名	下記①・②の免除事項を両方有する方	4時間

◎免除事項

- 足場の組立て等 **特別教育**（※足場の組立て等作業主任者技能講習 不可）または ロープ高所作業 **特別教育**の修了者。
- 平成31年2月1日時点において、高さが2メートル以上の箇所で、作業床を設けることが困難なところ（注1）において、胴ベルト型墜落制止用器具を用いて行う作業に6ヶ月以上従事した経験を有する方。

（注1）対象となる作業の一例

- 鉄骨建て方作業で、鉄骨上での作業 ・柱上作業（電気・通信柱等）、送電線架線作業
- 足場の組立て等の作業の一部 ・木造家屋等低層住宅における作業の一部

- その他
 - フルハーネス型墜落制止用器具をお持ちの方は持参してください。（実技で使用）
 - この講習は、《人材開発支援助成金の対象講習》です。
受給資格の有無については、労働局・ハローワークへお問い合わせください。
 - 受講希望者が最少催行人数に達しない場合は次回に延期とさせていただきます。

以上